

株式会社福建コンサルタント

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年6月1日～令和6年5月31日

2 目標と取組内容・実施時期

目標1 女性社員の採用及び定着を推進する。

<実施時期・取組内容>

- 令和3年6月～ 女性応募の増に向け、就職説明会等で積極的な広報を行うとともに、パンフレットやホームページ等の内容を検討・見直し、期間内の女性の採用率30%を目指す。
- 令和3年6月～ 仕事と育児の両立を支援するため、定期的に管理職に対して当社の育児関連制度の周知と意識啓発を実施する。

目標2 男女ともに充実した家庭生活が送られるよう、残業時間の削減に努める。

<実施時期・取組内容>

- 令和3年6月～ 長時間労働削減の方針について、経営トップからメッセージを発信する。(毎年1回実施)
- 令和3年6月～ 毎週水曜日をノー残業デーとし、定時退社を実施する。
- 令和3年6月～ 全社員の1月当たりの平均残業時間を30時間以内とする。(災害対応等を除く。)

目標3 仕事と家庭生活の両立を支援し、社員が安心して働き続けられる環境づくりに努める。

<実施時期・取組内容>

- 令和3年6月～ 働き方改革の推進と『イクボス宣言』を継続する。
- 令和3年6月～ 社員アンケートを実施し、休暇・休業制度等の見直しを検討する。